



私たちが支えている社会保障（働く女性、出産から育児）

働く女性が妊娠したときも社会保障制度による支援があります。

産前・産後休業中は健康保険の給付があります。

- 出産育児一時金
 - ・ 出産育児一時金は保険者から医療機関へ直接支払を原則
- 出産手当金
 - ・ 出産のため休養して給料が貰えないとき休業 1 日につき標準報酬額日額の 3 分の 2 相当額が支給
 - ・ 支払い期間は出産日以前 6 週間、出産後 8 週間の範囲で休業した日数分
 - ・ 出産が予定より遅れた場合、遅れた日数分が加算

育児休業をとると雇用保険の給付があります。

- 育児休業給付金（2 か月ごとに支給）
 - ・ 育児休業とは、満 1 歳（例外的 1 歳 6 ヶ月）まで取得で
 - ・ 両親取得可能
 - ・ 育児休業開始前 2 年間のうち被保険者期間が 12 カ月以上あること

妊娠中	産前・産後休業中		育児休業中	復帰後
	産前6週間	産後8週間	原則満1歳	
	出産手当金		育児休業給付金	
	休業前賃金の 3 分の 2		休業前賃金の 40% (当面 50%)	
(厚生年金) 保険料負担 (健康保険) 保険料負担	* (厚生年金) 保険料負担 (健康保険) 保険料負担		(厚生年金) 労使ともに保険料全額免除 (健康保険) 労使ともに保険料全額免除	(厚生年金) 保険料負担 (健康保険) 保険料負担

*2014年4月から「社会保障と税の一体改革」により

育児休業同様の配慮として産前・産後休業中の保険料（厚生年金・健康保険）が免除となります。

LPAは組合員の「くらしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192